

2022

号外



ほへすけ



しへたん

18歳から 大人なら 知っとこ!

★2022年4月1日から成年年齢が18歳に!



突然大人になっていた!?

少年に覚醒した 行為能力とは!?

[パワー]



18歳になった君たちは、成年となり、
“行為能力”が覚醒した!

“行為能力”とは、簡単にいうと、「ひとりで、**確定的に、法律行為（契約など）ができる力**」である。
これは、未成年者には制限されていたものだ!

もはや、契約するのに、親の同意は不要で、自分のことは、自分だけでできるようになった!

しかし、「**大いなる力には、大いなる責任が伴う**」
ということを忘れてはいけ...

こんなときどうする？

～パワーに伴う責任～

塗るだけで超美肌
今だけお買得

2,500円

BUY!

何と！今買えば

半額以下！

これはヤバイ！

但し、2ヶ月目以降は
月4個ずつ(1個10,000円)の定期購入です

↓お得にご購入はコチラ↓

ニキビが
気になる…



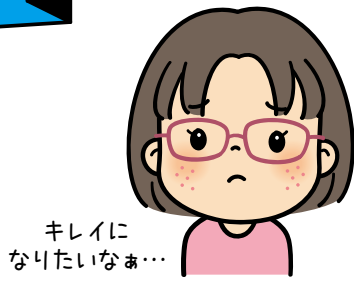
Bくん(高3)18歳

衝動的になって
いませんか？
契約の内容を理解・
納得した？



行為能力
(パワー)

ON!



キレイに
なりたいなあ…

Aさん(高3)17歳

それは本当に
欲しかったのですか？
契約は人との約束
責任がついてまわるよ



この値段ならおこづかいで買える!!!
お得な今のうちに買わなきゃ!
スマホポチ



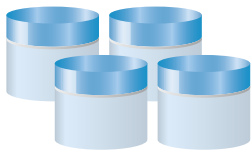
★ 契約成立 ★

何気なく利用している通販。これも立派な“売買契約”です。

契約とは、簡単に言うと人との約束です。契約の内容は当事者同士で自由に決めることができ、お互いによく理解して納得した上で行われるものです。口約束であっても立派な契約です。たとえ自分が気軽に契約したとしても、約束した以上、これは守らねばなりません。

もし守られない場合は、契約の相手方は「法律の仕組み」をつかって「強制的に」約束を守らせることができます。たとえば、お金を支払うと約束したのに支払わない場合、裁判所の手続きを経て、未払いのお金が回収されることになります。

そして翌月…



1つしか買っていないと思っていた
クリームが4個と4万円の請求書が
届きました…



ふたりは、契約内容を、きちんと確認していませんでした！

今回、ふたりがしたのは、「売買契約」といって、売主は契約のとおりを買主に届け、買主は、そのクリームと引き換えに代金を支払う契約です。しかし、この契約には、2ヶ月目からは、毎月4個ずつ1個10,000円で買うことという内容ともなっていました。ふたりは、「お得」の文字以外ほとんど何も見ていませんでした。

しかし、契約は守らねばなりません。代金を支払う責任があります。

さて、未成年のAさんと成年のBくんの責任には、何か違いはあるのでしょうか？



未成年の A さん

未成年の A さんは 1 人で契約ができないので、この契約を取消することができます。

A さんは両親に相談して

取消できました。



成年の B くん

成年の B くんは 1 人で契約ができるので、この契約を年齢を理由に

取消することができません。



ど、ど、どうしよう…
毎月4万円も払えない…
誰にもこんなこと言えない…

行為能力がある
ので、自分の
招いた結果に責任を
負います。

未成年者は、法律により、未熟な存在として、保護されています。未熟であるが故に、失敗してしまうこともあるだろうから、未成年者のおこなった契約は、保護者が取消することができるとされています。

一方、成年は、一人前の大人です。保護者のでる幕はありません。

自分で自由に契約などができる反面、その行いには、責任を持たねばなりません。契約は守らねばならず、契約を守らなくていい自由はないのです。

大人の社会は、こうした信頼の上に成り立っています。

大人いやだ、、
「行為能力」いら
ない役に立たない…



まあまあ…



まずは、1人で抱え込まずに、頼れる大人に相談してください！

トラブルに巻き込まれたとき、その事実を自分で受け入れられず、保護者への相談が遅れることがあるかもしれませんが、なるべく早めに相談しましょう！「まあなんとかなる…」という甘い考えは、大人の世界では禁物です。



大人なら借金して払えば OK

無視しなよ

あ、確かにソウダナ



ダメだぞ
しっかり



失敗してパニックになると、判断力が低下してしまうことも多いと思います。「大人だし、自分だけでなんとかしなければ」と考え、普段であれば、信用しないであろう怪しいネットの情報をもとに、1人で行動してしまいさらに取り返しのつかない事態に陥ることもあるかもしれません。

クーリングオフや解除条項があり、取り消しができる場合もある

悪いオトナは成年となったばかりのあなたを狙っています…

相談しよう！



お試して1度購入したが
定期購入契約になっていた

高く買えない？ 大人だし、
カード作ってキャッシングしたら
いいよ！

親に相談してから？ ダサいなあ…
大人なんだから1人で決めるよ…

正規品を模した
別モノが届いた

リスク取らずして
成功はないよ！

コンプレックス商法
相談にくい



【皆さんへ】

18歳の誕生日を迎えた朝、突然「行為能力（パワー）」が覚醒した…!?
というSFチックな幕開けで始まった本号のテーマは成年年齢の引き下げでした。
「行為能力（パワー）」の正体は「自分ひとりで契約を成立させることができる力」。
これは、今回の法改正での一番大きな変化かと思えます。

本号の執筆を機に自身の18歳を振り返ってみると、親元を離れ、人生の中でも大きく世界が変わるタイミングだったように思います。

奨学金を借りたり（金銭消費貸借契約）、一人暮らしのお部屋を借りたり（建物賃貸借契約）、アルバイトを始めたり（労働契約）。新しいことを始めるにあたり沢山の契約が必要になる時期でもありました。

近ごろは、契約社会に出て間もない若者を食い物にした「ブラックバイト」などの問題も耳にします。困難な場面に遭遇した時のために、消費者センター等の相談窓口の存在を「知っている」というのもとても大切なことです。

本号が契約社会に漕ぎ出す若い皆さまの一助となれば幸いです。



消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合には

消費者ホットライン 「188」

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

＊相談窓口につながった時点から、通話料が発生します。

（相談は無料です）

司法書士による無料相談のご案内

司法書士 総合相談センター

相談内容 不動産・会社法人登記、成年後見、裁判手続、債務整理などに関する相談

日時・方法 釧路・帯広・北見の各相談会場における面談相談
（毎月1回：要予約）

※司法書士法第3条に定められている司法書士の業務範囲に属する相談を承ります。

簡裁訴訟代理等関係業務に関するご相談は、認定司法書士が対応します。

認定司法書士とは、司法書士法第3条2項の簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士をいいます。

ご相談の予約受付ダイヤル

0800-800-3946

（平日9：00～17：00）

上記の相談会のほか、随時、無料相談会を実施しています。

詳細は、釧路司法書士会のホームページをご覧ください。

ホームページからのお問い合わせも可能です。



釧路司法書士会HP